

調達要求番号：2026-0113-01

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	電気設備点検等役務	
	DIH-LZ-26001	
	大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 8年 1月 13日
	改正	令和 年 月 日
令和 年 月 日		
作成	情報本部喜界島通信所	

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部喜界島通信所の電気設備点検等役務（以下、本役務という。）について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

1.2.2 法令等

電気事業法

2. 本役務に関する要求

本役務は、情報本部喜界島通信所で所有する電気設備点検等を目的とする。

2.1 電気設備諸元

- a) 受電電圧 6,600 v
- b) 設備総容量 1,850 kva
- c) 非常用自家発電機 625 kva × 2基

2.2 資格等

- a) 第1種電気工事士保持者以上
- b) 「電気設備保守管理業務マニュアル」を理解し、役務を遅滞なく実施できること。
- c) 保安規定を遵守すること。

2.3 勤務日数等

- a) 勤務日数は、別紙「令和8年度電気設備点検等役務予定表」に基づき年間180日出勤するものとする。（日程等変更する場合は、官側と調整するものとする。）
- b) 日常点検、保守及び環境整備等は、以下を基準として実施するものとする。ただし、定期点検、軽微な修理並びに環境整備業務等については、作業内容に応じて行うものとする。

2.4 範囲（施設）

- a) 電源室
- b) 発電機室
- c) 庁隊舎
- d) 通信局舎（立入禁止区域）を除く施設場所

### 2.4.1 内容

主に実施する業務については表1 役務内容のとおり。

表1 役務内容

日常点検					
区分	項目		単位	数量	内 容
1. 受変電設備	高圧	盤類（低圧盤を含む）	1 M	3 4 面	①扉の開閉良否 ②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無の点検 ③ボルト緩みの有無の点検
		変圧器（低圧トランス含む）	1 W	1 2 台	異常音、異臭、異常振動等の有無の点検
		交流遮断機	1 D	1 1 台	異常音、異臭、異常振動等の有無の点検
		計器用変成器	1 W	1 台	①汚れ、損傷、亀裂、加熱、変色の有無の点検②接続部の変色の有無の点検③接地線の外れ、断線等の有無の点検
		指示計器	1 D	1 2 面	各計器の標示値の適否の確認
	高圧進相コンデンサ	1 W	3 台	異常音、異臭、変形、ふくらみ等の有無の点検	
	低圧	指示計器	1 D	2 2 面	各計器の標示値の適否の確認
2. 自家発電設備 （非常用発電機No. 1・No. 2	自家発電設備		1 D	2 組	燃料油、潤滑油及び冷却水の漏れの有無の点検
	補機付属装置	始動用蓄電池装置	1 D	2 組	表示灯具の点検状況の確認
			1 W	2 組	操作、切替スイッチ等の確認
			1 W	5 組	蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の確認
			1 W	1 台	タンク、ポンプ及び配管の油漏れ並びに変形、損傷等の有無の確認
	ラジエータ	1 W	2 台	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無の点検②ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無の点検	
3. 交流無停電電源装置	整流装置、インバーター装置		1 D	4 組	各計器の指示値の確認
			1 W	4 組	汚れ、損傷、加熱等の温度上昇、変形、異常音、異臭、腐食等の有無の確認
			1 M	4 組	標示灯類の点検状況の確認
		蓄電池	1 W	4 面	蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無の点検
※ 1D=1日ごとに1回, 1W=1週ごとに1回, 1M=1月ごとに1回					

### 2.4.2 不具合発生時に実施する業務（環境整備業務等）

- a) 廃材（ゴミ）の運搬作業
- b) 施設の軽微な修理及び清掃等

### 2.4.3 適時の通報 不測事態（警報ブザー等）発生時における、関係部署への通報

2.4.4 その他 契約相手方は、契約履行開始前に喜界島通信所において施設設備等の教育を受けるものとする。また、参加できなかった役務従事者については、契約相手方が教育内容について申し継ぎを行い、業務が円滑に行えるようにすること。

2.4.5 役務従事者の交代 役務従事者の勤務態度及びその他の理由により官側が不相当と認めた場合は、契約相手方に対して交代を指示することが出来るものとし、契約相手方はその指示に従うものとする。

### 3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約相手方は、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

#### 4 その他の指示

4.1 提出書類 提出書類は表2に示す提出書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表2 提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	実施計画書	1	契約後速やかに	紙	喜界島通信所	予定表（日程表）
2	第1種電気工事士免状	1	契約後速やかに	紙	喜界島通信所	役務従事者全員
3	点検結果報告書	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	点検内容・結果
4	役務日誌	1	役務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	点検作業内容・役務作業人員
5	入門申請書等	1	契約後速やかに	紙	喜界島通信所	官側の示す様式

4.2 賠償責任 契約相手方は、故意又は重過失による契約相手方の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、契約相手方が補修若しくはその損害を賠償しなければならない。

4.3 労働災害補償保険等の責任 契約相手方は、役務従事者の労働災害補償保険等及びその他の法令上の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。

#### 4.4 従事者の健康

a) 契約相手方は、役務従事者の健康状態に問題が発生した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないこととし、速やかに監督官に報告するものとする。

b) 役務従事者の健康状態に問題が発生し当該業務の継続が困難である場合、契約相手方は当該役務の履行を継続して行えるよう責任を持って対応すること。

4.5 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 契約相手方は、契約の履行にあたり、立入禁止場所等に電子計算機又は可搬記憶媒体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。

c) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等に参加し、若しくは協力していない者、又はそれらを結成してない者とする。

4.6 火気の使用 火気を使用する場合には、官側の許可を得るとともに、火気の手扱いに十分注意し、適切な消火設備等を設けるなど火災防止処置を講ずること。

4.7 官側の支援 契約相手方は現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における電話、電力、水等の使用

b) 現地における本役務の履行に必要な、器材及び施設の利用

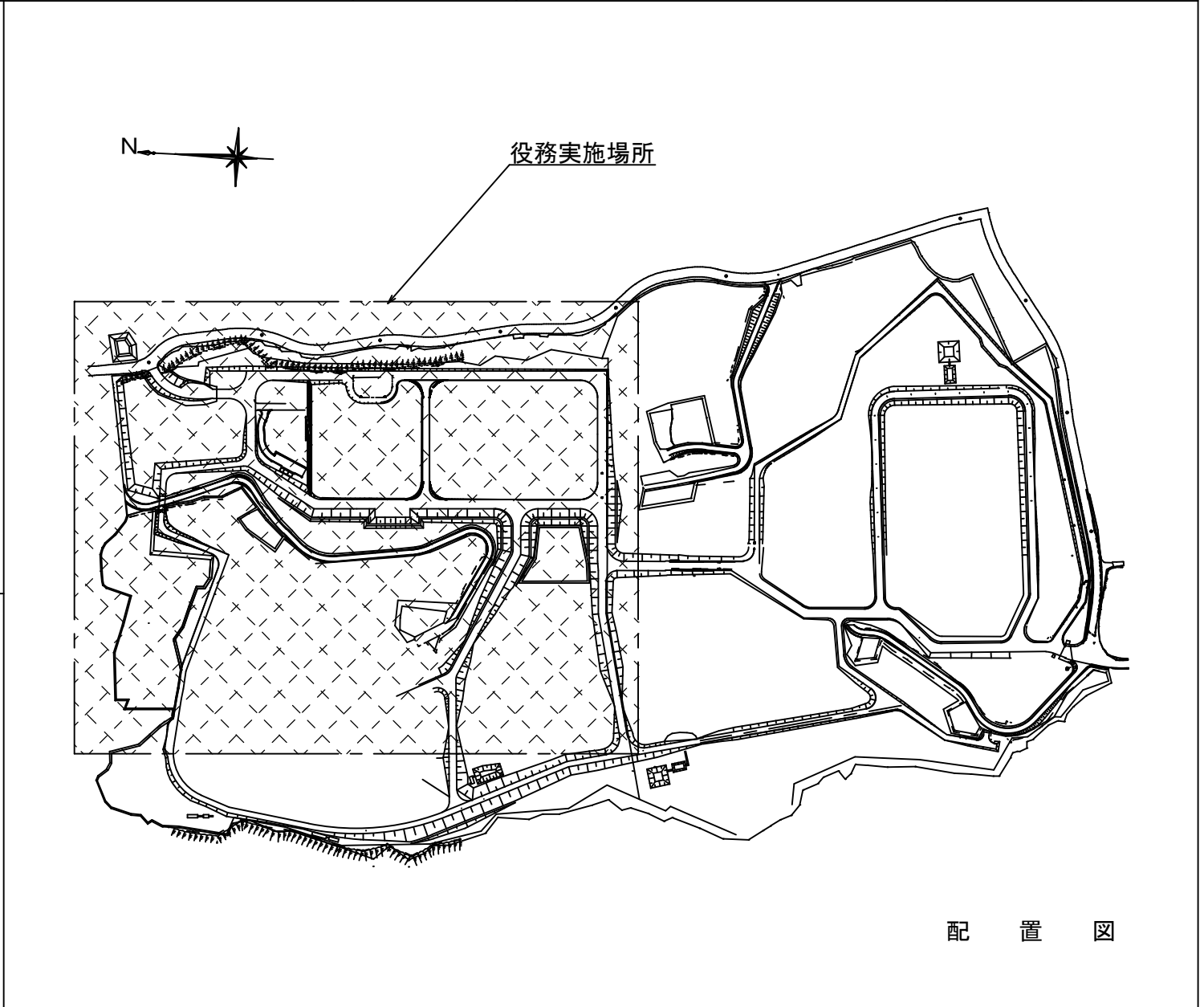
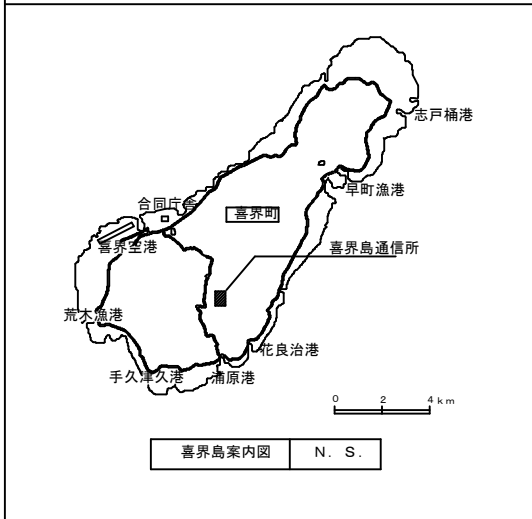
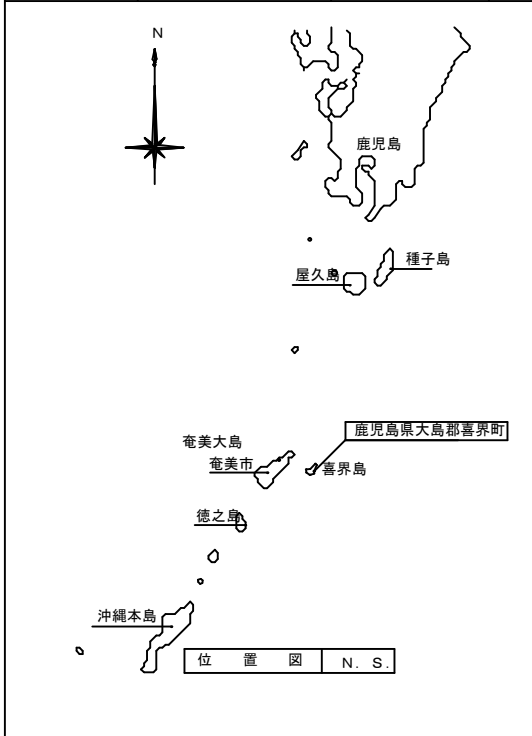
c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示

d) その他、支出負担行為担当官が必要と認めた事項

4.8 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.9 添付書類 喜界島通信所位置図・案内図・配置図

部 隊 名	喜界島通信所	役務名称	電気設備点検等役務	図面名称	喜界島通信所位置図・案内図・配置図	縮 尺	図示
						図面番号	



配 置 図